

第 19 回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時 受付開始 午前9時30分

開催場所

東京都江東区東陽4丁目11番3号
江東区文化センター ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、株主の皆さまには、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

本総会の運営に大きな変更が生じた際は、当社ウェブサイト (<https://www.n-coke.com>) にてご案内いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

※本総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございませんので、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

産業を支える、未来を動かす。

 **日本コークス工業**

証券コード：3315

(証券コード3315)
2022年6月10日

株 主 各 位

東京都江東区豊洲3丁目3番3号
日本コークス工業株式会社
代表取締役社長 松 岡 弘 明

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会におきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、株主の皆さまにおかれましては、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2 場 所	東京都江東区東陽4丁目11番3号 江東区文化センター ホール (会場が昨年と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第19期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第19期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役6名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当社は、法令および定款第16条の規定に基づき、株主の皆さまに提供すべき書面のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト《<https://www.n-coke.com>》に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載していません。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
 なお、これらの事項は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記ウェブサイトに掲載させていただきます。

ご来場を予定される株主さまへのご案内とお願い

①事前の議決権行使について

- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、株主の皆さまにおかれましては、議決権を郵送またはインターネットによって事前に行使していただくことを推奨申し上げます。議決権行使の方法は、3～4頁「議決権行使のご案内」および「インターネット等による議決権行使のご案内」をご覧ください。

②ご来場時のご案内

- ・本総会当日は、マスク着用でのご来場、会場入口での検温ならびにアルコール消毒へのご協力をお願いいたします。
- ・ご来場時には、受付にて緊急連絡先のご記入をお願いいたします（登壇者、スタッフおよびご来場の株主さまにおいて、新型コロナウイルス感染症の発症が確認された際に使用させていただきます）。
- ・会場内はお席の間隔を広く確保するため、ご案内できる人数に限りがございます。会場内が定員に達した場合は、入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- ・発熱等の体調不良がみられる場合や、マスク着用・消毒等の感染症拡大防止対策へのご協力を得られない場合は、入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

なお、本総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
<https://www.n-coke.com>

株主の皆さまにおかれましては、事情をご賢察のうえ、ご理解およびご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

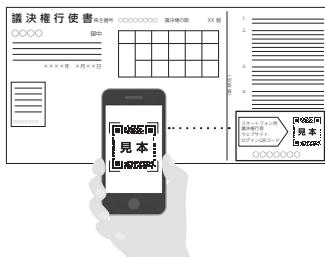
※本総会の議事内容等につきましては、後日、当社ウェブサイトにてご報告させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

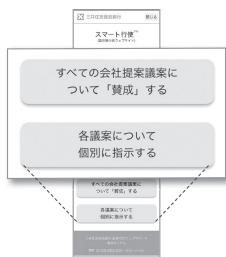
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

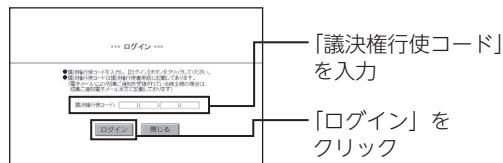
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

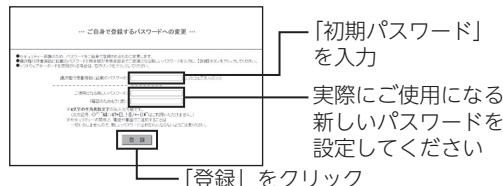
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分に関する基本方針につきましては、株主の皆さまへの還元ならびに将来の安定的な収益基盤確立のために必要な投資や財務体質強化のための内部留保について、業績および財務の状況を総合的に勘案したうえで適切に配分することといたしております。

株主の皆さまへの利益還元につきましては、上記の方針に加えて、継続的且つ長期安定的な配当を実施することが重要な課題であると認識しております。

したがいまして、当期の期末配当につきましては、これら基本方針を踏まえながら当期の業績を勘案した結果、前期から3円増配の1株あたり7円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類	金銭
2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額	普通株式 1株につき金 7円 総額 2,037,193,956円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日	2022年6月30日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供）</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（ 削 除 ）</p>

第3号議案

取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役6名全員が任期満了となります。
つきましては、社外取締役3名を含む取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	属性
1	松岡弘明	代表取締役社長	重任
2	清水昭彦	取締役副社長	重任
3	鹿毛和哉	取締役相談役	重任
4	徳永直之	社外取締役	重任 社外
5	森川郁彦	社外取締役	重任 社外 独立
6	和坂貞雄	社外取締役	重任 社外 独立

重任 重任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者
番号

1

まつ おか ひろ あき
松 岡 弘 明

重任

生年月日
1960年8月31日生 満61歳

取締役会出席回数
10回/10回 (100%)

所有する当会社の株式の数
73,081株

略歴及び当社における地位

- 1985年4月 新日本製鐵株式会社（現日本製鐵株式会社）入社
- 2011年4月 同社棒線事業部室蘭製鐵所総務部長
- 2014年4月 新日鐵住金株式会社（現日本製鐵株式会社）
棒線事業部棒線営業部長
- 2016年4月 同社執行役員棒線事業部長
- 2019年4月 日本製鐵株式会社
常務執行役員大阪支社長
- 2021年4月 同社執行役員 社長付
当社顧問
- 2021年6月 当社取締役副社長
- 2022年4月 当社代表取締役社長（現任）

当社における担当及び重要な兼職の状況

代表取締役社長

〔取締役候補者とした理由〕

松岡弘明氏は、2021年6月に取締役副社長に就任して以来、製鐵会社での業務およびマネジメント経験に基づいて経営に従事し、2022年4月からは代表取締役として当社グループの先頭に立って経営を指揮しており、同氏を引き続き取締役として選任することが適切と判断いたしました。

候補者
番号

2

し みず あき ひこ
清 水 昭 彦

重任

生年月日
1958年5月26日生 満64歳

取締役会出席回数
12回/12回 (100%)

所有する当会社の株式の数
56,650株

略歴及び当社における地位

- 1981年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
- 2006年4月 株式会社三井住友銀行本店営業第七部部长
- 2009年10月 同行監査部副部长
- 2011年1月 当社経理部長
- 2011年4月 当社執行役員経理部長
- 2013年6月 当社常務取締役経営管理部長
- 2017年6月 当社専務取締役
- 2022年4月 当社取締役副社長（現任）

当社における担当及び重要な兼職の状況

取締役副社長（経営管理部担当、内部統制に関する事項）

〔取締役候補者とした理由〕

清水昭彦氏は、2013年に取締役に就任して以来、銀行での業務経験による豊富な知見に基づき、経営管理部門の責任者として当社グループの経営に従事しており、同氏を引き続き取締役として選任することが適切と判断いたしました。

鹿毛和哉

重任

生年月日

1957年3月10日生 満65歳

取締役会出席回数

12回/12回 (100%)

所有する当会社の株式の数

301,651株

略歴及び当社における地位

- 1982年4月 新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）入社
- 2004年4月 同社名古屋製鐵所薄板工場部長
- 2009年4月 同社名古屋製鐵所副所長
- 2009年7月 同社安全推進部長
- 2011年4月 同社執行役員技術開発本部環境・プロセス研究開発センター所長
- 2012年4月 同社顧問（ウジミナス社に関する事項を委嘱）
- 2016年4月 当社顧問（社長付）
- 2016年6月 当社代表取締役社長
- 2022年4月 当社取締役相談役（現任）

当社における担当及び重要な兼職の状況

相談役

【取締役候補者とした理由】

鹿毛和哉氏は、強力なリーダーシップと製鉄会社での業務経験による優れた知見に基づき、2016年から2022年4月まで代表取締役として当社グループの経営を指揮しており、引き続き当社グループの事業をけん引していただくことが期待されるため、同氏を取締役として再任することが適切と判断いたしました。

とく なが なお ゆき
徳 永 直 之

重任 社外

生年月日

1972年12月11日生 満49歳

取締役会出席回数

12回/12回 (100%)

所有する当会社の株式の数

0株

略歴及び当社における地位

- 1995年4月 住友商事株式会社入社
2008年9月 同社炭素部参事
当社コークス部コークス営業グループリーダー
2010年6月 米国住友商事炭素・鉄鋼原料ユニット長
2015年4月 住友商事株式会社炭素部炭素製品チームサブリーダー
2016年4月 同社炭素部参事
住商CRM株式会社取締役
2018年10月 同社炭素部業務・開発チームリーダー
2020年6月 当社社外取締役（現任）
2022年4月 住友商事株式会社炭素部長（現任）

当社における担当及び重要な兼職の状況

住友商事株式会社炭素部長

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

徳永直之氏は、住友商事株式会社炭素部長であり、資源・エネルギーに関する豊富な知見を有しており、特に市場や産業構造を踏まえた会社の経営戦略について、これまで同様に専門的な立場から監督、助言いただくことが期待されるため、同氏を引き続き社外取締役として選任することが適切と判断いたしました。なお、同氏は2020年6月26日開催の第17回定時株主総会において社外取締役に選任され、就任しており、同氏の再任が承認された場合、同氏の就任年数は3年目となります。

候補者
番号

5

もり かわ いく ひこ
森 川 郁 彦

重任 社外 独立

生年月日

1957年2月15日生 満65歳

取締役会出席回数

12回/12回 (100%)

所有する当会社の株式の数

0株

略歴及び当社における地位

- 1979年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
 2005年6月 株式会社三井住友銀行執行役員マストリアル事業部長
 2009年4月 同行常務執行役員
 2011年4月 同行常務執行役員プライベート・アドバイザー本部部長
 2012年6月 SMBCフレンド証券株式会社代表取締役兼専務執行役員
 2018年1月 SMBC日興証券株式会社顧問
 2018年6月 室町建物株式会社代表取締役副社長執行役員
 2020年6月 当社社外取締役（現任）

当社における担当及び重要な兼職の状況

—

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

森川郁彦氏は、長年にわたる銀行での業務および証券会社をはじめとする会社経営者としての経験から、経営に関する豊富な知見を有しており、これまで同様に金融の視点から長期を見据えた経営戦略について専門的に監督、助言いただくことが期待されるため、同氏を引き続き社外取締役として選任することが適切と判断いたしました。なお、同氏は2020年6月26日開催の第17回定時株主総会において社外取締役に選任され、就任しており、同氏の再任が承認された場合、同氏の就任年数は3年目となります。

和坂貞雄

重任 社外 独立

生年月日

1950年6月3日生 満72歳

取締役会出席回数

12回/12回 (100%)

所有する当会社の株式の数

0株

略歴及び当社における地位

- 1976年4月 三井鉱山株式会社（現当社）入社
- 1980年3月 三井石炭液化株式会社出向
- 1980年5月 米国SRCインターナショナル社出向
- 1995年1月 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構出向（2003年5月 同機構転籍）
- 2007年10月 同機構理事
- 2013年10月 和歌山県工業技術センター所長
- 2019年2月 SRCテクノ株式会社技術顧問
- 2020年4月 SRCコンサルティング株式会社技術顧問
- 2020年6月 当社社外取締役（現任）

当社における担当及び重要な兼職の状況

—

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

和坂貞雄氏は、長年にわたり持続可能な社会の実現に必要なエネルギー開発に携わるなど、エネルギーや技術に関する豊富な知見を有しており、ESGやSDGsを含めた持続可能性を意識した経営について、これまで同様に専門的な立場から監督、助言いただくことが期待されるため、同氏を引き続き社外取締役として選任することが適切と判断いたしました。なお、同氏は2020年6月26日開催の第17回定時株主総会において社外取締役に選任され、就任しており、同氏の再任が承認された場合、同氏の就任年数は3年目となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 徳永直之、森川郁彦および和坂貞雄の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 住友商事株式会社は、当社の主要な取引先（特定関係事業者）であり、徳永直之氏は同社から、過去2年間に使用人としての給与等を受けており、今後も受ける予定であります。同氏の同社における地位および担当につきましては、略歴に記載のとおりであります。
4. 徳永直之、森川郁彦および和坂貞雄の各氏は、会社法第427条第1項の規定により、同氏が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が規定する金額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役および監査役との間で会社法430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、各候補者の再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。当該補償契約の内容の概要は、34頁に記載のとおりであります。
6. 当社は、保険会社との間で、会社法第430の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者の再任が承認された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約の内容の概要は、34頁記載のとおりであります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 森川郁彦および和坂貞雄の各氏は、当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしているため、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2の規定に基づき、同取引所に独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同様の届け出を行う予定であります。

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当社取締役会が、当社における社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」という。）が独立性を有すると判断するためには、当該社外役員が、以下のいずれの基準にも該当しないものでなければならぬ。

1. 過去3事業年度において、当社および当社の連結子会社（以下「当社グループ」という。）を主要な取引先とする者（※1）またはその業務執行者（※2）
 2. 過去3事業年度において、当社グループの主要な取引先に該当する者（※3）またはその業務執行者
 3. 現在または過去3事業年度において、当社の大株主（※4）もしくはその業務執行者、または当社が大株主となっている者の業務執行者
 4. 現在または過去3事業年度において、当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている（※5）コンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
 5. 現在または過去3事業年度において、当社グループの主要な借入先に該当する者（※6）またはその業務執行者
 6. 当社グループが多額の寄付（※7）を行っている先またはその出身者
 7. 次のいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の配偶者または二親等以内の親族
 - (1) 1から6に該当する者
 - (2) 当社グループの業務執行者
- ※1 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、その者の年間連結売上高の2%以上の支払を、当社グループから受けた者をいう。
- ※2 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人をいう（以下同じ）。
- ※3 「当社グループの主要な取引先に該当する者」とは、当社の年間連結売上高の2%以上の支払を当社グループに対して行った者をいう。
- ※4 「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。
- ※5 「当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、過去3事業年度の平均で、役員報酬以外に、個人である場合には、年間1,000万円を超え、当該個人が所属する法人、団体等である場合には、当該団体の売上高または総収入額の2%または1,000万円のいずれか高い額を超える金銭その他の財産を当社グループから得ていることをいう。
- ※6 「当社グループの主要な借入先」とは、当社グループの連結借入額が、連結総資産の2%を超える者をいう。
- ※7 「多額の寄付」とは、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円を超える寄付金をいう。

第4号議案

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、現任監査役後藤貴紀氏が辞任により退任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠として選任された監査役の任期は、当社定款の規定により、退任される監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

わたし 渡 なべ 邊 たかし 崇	略歴及び当社における地位
新任 社外 生年月日 1968年12月2日生 満53歳 所有する当会社の株式の数 0株	1993年4月 新日本製鐵株式会社（現日本製鐵株式会社）入社 2007年11月 同社広畑製鐵所総務部労政・人事グループリーダー 2010年11月 同社鋼管事業部東京製造所総務グループリーダー 2012年10月 新日鐵住金株式会社（現日本製鐵株式会社） 鋼管事業部東京製造総務室長 2014年7月 同社鋼管事業部鋼管企画部鋼管企画室長 2018年4月 同社関係会社部上席主幹 2021年4月 日本製鐵株式会社関係会社部部长代理 2022年4月 同社関係会社部部长（現任）
	当社における担当及び重要な兼職の状況
	日本製鐵株式会社関係会社部部长 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 〔社外監査役候補者とした理由〕 渡邊崇氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に携わった経験はありませんが、人事や総務といった管理部門や企画に関する業務経験を積まれており、会社マネジメントに関する豊富な知見を当社の経営に反映していただくことが期待されるため、業務執行の適正性を確保する監査役として選任することが適切と判断し、社外監査役候補者といたしました。 </div>

新任 **新任監査役候補者**

社外 **社外監査役候補者**

- (注) 1. 渡邊崇氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 渡邊崇氏は、社外監査役の候補者であります。
 3. 日本製鐵株式会社は、当社の主要な取引先（特定関係事業者）であり、渡邊崇氏は同社より過去2年間に使用人としての給与等を受けており、今後も受ける予定であります。同氏の同社における地位および担当につきましては、略歴に記載のとおりであります。

4. 渡邊崇氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が規定する金額に限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、取締役および監査役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、渡邊崇氏の選任が承認された場合には、当社と同氏との間で同内容の補償契約を締結する予定であります。当該補償契約の内容の概要は、34頁に記載のとおりであります。
6. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、渡邊崇氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約の内容の概要は、34頁記載のとおりであります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、2021年6月29日開催の第18回定時株主総会におきまして、山崎智彦氏を補欠社外監査役として選任いただいております。

第4号議案においてご案内のとおり、本総会終結の時をもって、同氏の被補欠監査役のうち後藤貴紀氏が監査役を辞任により退任されますので、同議案が承認可決された場合に社外監査役となる渡邊崇および現任監査役櫻田修一の各氏の補欠社外監査役として、あらためて選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

やま ざき とち ひこ 山 崎 智 彦 社外 生年月日 1972年12月2日生 満49歳 所有する当会社の株式の数 0株	略歴及び当社における地位
	1997年4月 住友金属工業株式会社（現日本製鉄株式会社）入社 2010年1月 同社営業統括部輸出総括室参事 2012年10月 新日鐵住金株式会社（現日本製鉄株式会社） 輸出統括部主幹 2014年4月 同社通商総括部主幹 2016年8月 同社関係会社部主幹 2019年4月 日本製鉄株式会社関係会社部主幹 2021年4月 同社関係会社部上席主幹（現任）
	当社における担当および重要な兼職の状況
	日本製鉄株式会社関係会社部上席主幹
	〔社外監査役候補者とした理由〕
	山崎智彦氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に携わった経験はありませんが、日本製鉄株式会社における関係会社管理業務経験から、業務執行の適正性を確保する監査役として適任であると判断し、補欠監査役候補者といたしました。

社外 社外監査役候補者

- (注) 1. 山崎智彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山崎智彦氏は、第4号議案が原案どおり承認可決された場合に社外監査役に選任される渡邊崇および現任監査役櫻田修一の各氏の補欠社外監査役候補者であります。
3. 日本製鉄株式会社は、当社の主要な取引先（特定関係事業者）であり、山崎智彦氏は同社より過去2年間に使用人としての給与等を受けており、今後も受ける予定であります。同氏の同社における地位および担当につきましては、略歴に記載のとおりであります。

4. 山崎智彦氏が社外監査役に就任する場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が規定する金額に限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、取締役および監査役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、山崎智彦氏が社外監査役に就任する場合には、当社は同氏との間で同内容の補償契約を締結する予定であります。当該補償契約の内容の概要は、34頁に記載のとおりであります。
6. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、山崎智彦氏が社外監査役に就任する場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約の内容の概要は、34頁に記載のとおりであります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

《ご参考》

取締役および監査役の専門性と経験（スキル・マトリックス）

- ・第3号議案および第4号議案が承認された場合の取締役および監査役の専門性と経験は、次のとおりであります。

役職・氏名		スキル	経営経験	グローバル ビジネス	財務・会計	法 務 ・ コンプライアンス	営 業 ・ マーケティング	技 術 に 関する知見
取 締 役	代表取締役社長	松岡 弘明	●			●	●	●
	取締役副社長	清水 昭彦	●		●	●	●	
	取締役相談役	鹿毛 和哉	●	●				●
	社外取締役	徳永 直之		●			●	●
	社外取締役	森川 郁彦	●		●			
	社外取締役	和坂 貞雄		●				●
監 査 役	常勤監査役	岩下 将弘			●	●		
	社外監査役	渡邊 崇		●		●		
	社外監査役	櫻田 修一	●		●	●		

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより厳しい状況が続いているほか、ウクライナ情勢による原材料価格の上昇や海外経済の下振れリスクなどもあり、その動向に十分注意する必要がある中で推移いたしました。

当社グループにおきましては、新型コロナウイルス感染症による影響は現段階では限定的であります。ウクライナ情勢による原材料価格の上昇などは、今後の業績に影響を与える可能性があり、予断を許さない状況となっております。

このような状況のもと、当社グループの業績は、主力のコークス事業において、前期に比べ原料炭市況およびコークス製品市況の上昇などがあり、当期の連結売上高は、前期比368億2千8百万円増加の1,247億1千1百万円となりました。

利益面では、前述の市況上昇の影響などにより、連結営業利益は、前期比52億5千4百万円増加の122億5千3百万円、連結経常利益は、前期比50億2百万円増加の114億5千4百万円となりました。

特別損益につきましては、固定資産売却益などによる特別利益1億4百万円に対し、固定資産除却損などにより、特別損失9億1千4百万円を計上いたしました。

これより、法人税等を差し引き、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比34億1千1百万円増加の73億8千万円となりました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

コークス事業

コークス事業につきましては、当社グループの販売数量は、175万4千トンと前期比12万1千トンの減少となりましたが、売上高は、原料炭市況およびコークス製品市況の上昇などにより、増収となりました。

この結果、コークス事業の連結売上高は、前期比282億9千9百万円増加の842億4千9百万円となり、連結営業利益は、前期比48億9千7百万円増加の103億8百万円となりました。

なお、2021年9月、当社北九州事業所において、コークス出荷用の船積設備が損壊する事故が発生し、出荷能力が低下したことによる滞船料、船積費用の増加など約26億円の影響が発生しました。また、設備の固定資産除却損約1億円を特別損失に計上しております。本件事故に関しましては、関係各位に多大なご心配をお掛けしましたが、本年4月に仮設の船積設備が稼働を開始し、新たな船積設備の設置についても計画を進めております。

燃料・資源リサイクル事業

燃料・資源リサイクル事業につきましては、当社グループの販売数量は、主要顧客の稼働率減などがあり、124万3千トンと前期比4万3千トンの減少となりましたが、売上高は、一般炭市況の上昇などにより、増収となりました。

この結果、燃料・資源リサイクル事業の連結売上高は、前期比98億6百万円増加の297億2千6百万円となり、連結営業利益は、前期比7億6千4百万円増加の22億5千6百万円となりました。

総合エンジニアリング事業

化工機事業につきましては、新型コロナウイルス感染症による顧客の需要減少などにより、減収となりました。

産業機械事業につきましては、主要顧客からの受注減少などがあるなか、積極的な営業活動を展開した結果、増収となりました。

この結果、総合エンジニアリング事業の連結売上高は、前期比8億2千万円減少の69億7千1百万円となり、連結営業利益は、前期比3億4千万円減少の9億1千万円となりました。

その他

その他の事業につきましては、運輸荷役事業において、取扱数量の増加などがありましたが、収益認識会計基準導入の影響により、減収となりました。(以下(注)3参照)

この結果、その他の事業の連結売上高は、前期比4億5千6百万円減少の37億6千3百万円となり、連結営業利益は、前期比7千4百万円増加の4億5千2百万円となりました。

(単位：百万円)

事業の種類	売上高		営業利益	
	前期	当期	前期	当期
コークス事業	55,950	84,249	5,411	10,308
燃料・資源リサイクル事業	19,920	29,726	1,491	2,256
総合エンジニアリング事業	7,792	6,971	1,250	910
その他	4,220	3,763	377	452
全社	—	—	△1,531	△1,673
合計	87,883	124,711	6,999	12,253

- (注) 1. 各セグメントの売上高は外部顧客に対する売上高を表記しており、セグメント間の内部売上高または振替高は含まれておりません。
2. 当社グループは、燃料の販売から石炭灰等のリサイクル処理までを一貫して扱う当社ビジネスの特色を活かすため、2021年6月に会社組織の変更を実施しており、これに伴い、事業セグメントのうち「燃料販売事業」と「総合エンジニアリング事業」に含まれていた「資源リサイクル事業」を統合し、「燃料・資源リサイクル事業」としております。なお、前期のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものであります。
3. 当期首より収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益または損失の算定方法を同様に変更しております。当該変更により、従来の方法に比べて、当期の「燃料・資源リサイクル事業」の売上高が1,663百万円減少し、「その他」の売上高が665百万円減少しております。

(2) 設備投資の状況

当期中において実施いたしました設備投資の総額は、30億3千5百万円であり、その主なものは、当社北九州事業所のコークリクレーマー1号更新(完成)、石炭リクレーマー3号部分更新(完成)およびその他コークス製造設備等の維持・更新投資であります。

(3) 資金調達の状況

当期の所要資金は、自己資金および借入金により賄いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、企業に対するサステナビリティ経営や脱炭素に対する取組みへの期待の高まりを背景に、大きな変革を迫られております。とりわけ、製造過程でCO₂を排出するコークス事業や石炭を主力商品とする燃料・資源リサイクル事業につきましても、事業戦略の見直しを含めた施策が求められる状況にあります。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、脱炭素を含むサステナビリティ経営を推進するため、本年4月にサステナビリティ推進委員会の設置を柱とするサステナビリティ推進体制を構築いたしました。

今後はサステナビリティ推進委員会を中心として、事業を通じた環境、社会、経済の持続可能性に配慮した施策を推進し、株主の皆さまをはじめとするステークホルダーへの情報開示にも積極的に取り組んでまいります。

特に、脱炭素に関しましては、①自社コークス製造で排出するCO₂の削減（コークス製造のエコプロセスによる省エネ推進等）、②カーボンオフセットによるCO₂排出量の削減（グループ会社所有森林によるCO₂吸収、CCUS技術の利用）、③カーボンフリーエネルギー事業の検討（水素製造販売等）、④カーボンニュートラル社会実現への貢献（バイオマス燃料取扱拡大等）を柱とする、当社グループのカーボンニュートラルに向けた取組みを策定・公表いたしました（詳細は当社ホームページ<https://www.n-coke.com/index.html>をご参照ください）。

一方で、コークスは高炉製鉄や精錬などにおいて、将来に亘って必要不可欠な工業原料であるとの認識のもと、北九州事業所の4炉団（総生産能力約200万トン／年）で構成されるコークス炉のうち、最も老朽化の進んでいる2A炉（1980年稼働）について、炉の基礎を残し上部煉瓦を積み替えるパドアップ方式によって更新を行うことを決定いたしました。

コークス炉の更新は、品質安定化による顧客満足度の向上に加えて、コークス生産性の向上・エネルギー消費原単位の改善によりCO₂排出量が削減されるなど、当社のカーボンニュートラルに向けた施策にも合致した、当社グループの持続可能な事業継続に大きく寄与するものであります。

また、事業部門ごとの課題および取り組みは次のとおりであります。

コークス事業

コークス事業につきましては、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢による影響が不透明なかでの2Aコークス炉更新工事の早期かつ着実な実行を最大の課題としたうえで、引き続き、安定・安全操業を第一優先に、次の施策を進めてまいります。

- ①環境対策工事の実施などによる各種環境規制値の遵守および地域社会との共生
- ②その他のコークス炉の延命対策
- ③工場各設備への継続的な設備投資やメンテナンスの実施
- ④更なるコスト削減への取り組み（原料配合の改善など）

燃料・資源リサイクル事業

燃料・資源リサイクル事業につきましては、2021年6月に燃料販売事業および資源リサイクル事業を統合し、燃料の調達・販売から灰処理までを一貫して取扱うビジネス体制を構築してまいりました。

当社といたしましては、この事業体制の強みや、保有する石炭ヤード等のインフラを最大限効果的に活用した営業活動に努めるとともに、脱炭素化に向けた動きが国内外で加速しているなかで、前期に引き続き需要家の燃料転換の動きに対応し、バイオマス燃料などのカーボンニュートラルに向けた燃料商品の取扱いも拡大してまいります。

総合エンジニアリング事業

化工機事業につきましては、カーボンニュートラルでニーズが高まる電池・電子材料の製造機器開発・販売を推進するとともに、粉体機器販売から粉体処理プロセス・ソリューションの提案型ビジネスモデルへの転換を継続して進めてまいります。

同事業の持続的成長に向けた取り組みとして、当社が長年蓄積した粉体処理技術を活用し、顧客のニーズに対応する新製品の開発や既存製品のブラッシュアップを推進するとともに受託加工の拡大を図り、競争力の強化を図ってまいります。海外展開においては、電池分野をはじめ世界的な拡販に取り組むとともに、中国における機器製造およびメンテナンス体制の構築を継続して推進してまいります。

産業機械事業を担う有明機電工業株式会社につきましては、機械工事・電気工事のノウハウを併せ持つ特徴を活かし、受注拡大に注力するほか、当社グループ内での連携強化にも努めてまいります。

その他

港湾運送事業を営む三池港物流株式会社につきましては、これまでに更新した港湾設備や倉庫を最大限活用し、三池港（福岡県大牟田市）における貨物取扱数量増加ならびにコスト削減を図り、収益の拡大に努めてまいります。

不動産事業につきましては、資産の効率的活用を見据え、非事業用不動産の売却に加え、賃貸事業につきましても、積極的に推進してまいります。

また、遊休不動産への太陽光発電設備の設置などカーボンニュートラルに向けた新たな取組みも推進してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第16期 (2019年3月期)	第17期 (2020年3月期)	第18期 (2021年3月期)	第19期(当期) (2022年3月期)
売 上 高 (百万円)	121,246	107,408	87,883	124,711
経 常 利 益 (百万円)	5,892	989	6,452	11,454
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	3,197	28	3,968	7,380
1株当たり当期純利益 (円)	10.82	0.10	13.63	25.36
総 資 産 (百万円)	122,233	106,304	102,151	128,767
純 資 産 (百万円)	48,217	47,188	51,106	57,343
1株当たり純資産額 (円)	165.68	162.14	175.61	197.04

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第19期(当期)に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況

(単位：百万円、%)

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
三池港物流株式会社	福岡県	100	100.0	港湾運送事業、運輸業
有明機電工業株式会社	福岡県	90	100.0	機械器具、電気機器の製造・販売
三美鉱業株式会社	北海道	15	100.0	露頭炭の採掘・販売、造林業
サンテック株式会社	栃木県	20	100.0	設備・機器のメンテナンス事業
サン情報サービス株式会社	東京都	40	100.0	情報処理ソフトウェアの作成・販売
日本コークス工業東北株式会社	宮城県	10	100.0	コークス等の販売

(注) 連結子会社は上記に掲げた6社であり、持分法適用関連会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業の種類	事業内容
コークス事業	コークスの製造・販売
燃料・資源リサイクル事業	一般炭および石油コークスの仕入・販売、中継炭事業、産業廃棄物の処理およびリサイクル
総合エンジニアリング事業	化学装置・機器、一般産業用機器、プラントの製造・販売およびメンテナンス、機械器具設置工事・電気工事の施工
その他	港湾運送事業、各種貨物の荷役および陸上輸送宅地建物取引業およびその他各種サービス業

(8) 主要な事業所等 (2022年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本店	東京都江東区
北九州事業所	福岡県北九州市若松区
栃木工場	栃木県栃木市
九州事務所	福岡県大牟田市

(注) 子会社については、「(6)重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の状況

(単位：名)

事業の種類	従業員数	前期末比増減
コークス事業	365	△10
燃料・資源リサイクル事業	38	+13
総合エンジニアリング事業	331	△14
その他	264	0
全社(共通)	36	+4
合計	1,034	△7

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
504名	△5名	40.5歳	17.0年

(注) 上記人員には、社外出向社員、組合専従者および休職者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	4,412
三井住友信託銀行株式会社	3,949
株式会社福岡銀行	3,169
農林中央金庫	2,817

2. 株式の状況（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 1,080,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 302,349,449株
- (3) 株主数 30,025名（前期末比3,277名増）
- (4) 大株主（上位10名）

（単位：千株、％）

株主名	持株数	持株比率
日本製鉄株式会社	65,628	22.55
住友商事株式会社	56,558	19.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	22,692	7.79
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,750	1.97
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	4,367	1.50
株式会社三井住友銀行	3,772	1.29
INTERACTIVE BROKERS LLC	3,353	1.15
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,254	1.11
日鉄鉱業株式会社	3,000	1.03
株式会社商船三井	2,513	0.86

- （注）1. 当社は、自己株式を11,321,741株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	鹿 毛 和 哉	
取締役副社長	松 岡 弘 明	
専務取締役	清 水 昭 彦	経営管理部担当
取 締 役	徳 永 直 之	住友商事株式会社 炭素部 業務・開発チームリーダー
取 締 役	森 川 郁 彦	
取 締 役	和 坂 貞 雄	
常 勤 監 査 役	岩 下 将 弘	
監 査 役	後 藤 貴 紀	日本製鉄株式会社 関係会社部 部長
監 査 役	櫻 田 修 一	株式会社アカウンティング・アドバイザー 代表取締役 マネージングディレクター

- (注) 1. 取締役徳永直之、森川郁彦および和坂貞雄の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役後藤貴紀および櫻田修一の各氏は、社外監査役であります。
3. 取締役鍛冶屋和博および監査役江崎茂太の各氏は、2021年6月29日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
4. 取締役鹿毛和哉氏は、2022年4月1日付で代表取締役社長を辞任いたしました。
5. 取締役松岡弘明氏は、2021年6月29日開催の第18回定時株主総会において取締役に選任され、就任いたしました。また、同氏は2022年2月28日開催の取締役会で代表取締役社長に選定され、同年4月1日付で就任いたしました。
6. 取締役清水昭彦氏は、2022年2月28日開催の取締役会で取締役副社長に選定され、同年4月1日付で就任いたしました。

7. 監査役後藤貴紀氏は、2021年6月29日開催の第18回定時株主総会において監査役に選任され、就任いたしました。
8. 常勤監査役岩下将弘、監査役後藤貴紀および櫻田修一の各氏は、以下のとおり財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役岩下将弘氏は、長年にわたり当社の経理部門に在籍しており、経理・財務に関する豊富な業務経験および知見を有しております。
 - ・監査役後藤貴紀氏は、過去に経理部門や財務部門に在籍しており、経理・財務に関する豊富な業務経験および知見を有しております。
 - ・監査役櫻田修一氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
9. 当社は、取締役森川郁彦、和坂貞雄および監査役櫻田修一の各氏を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
10. 各社外取締役および各社外監査役の重要な兼職状況については、(6)社外役員に関する事項を併せてご参照ください。

(参考) 執行役員の状況 (2022年3月31日現在)

職名	氏名	担当
常務執行役員	森 俊一郎	人事・総務部、九州事務所担当、 内部統制に関する事項 経営管理部に関する業務につき清水専務取締役 に協力 コークス営業につき波多野常務執行役員に協力
常務執行役員	波多野 康彦	コークス事業部長
執行役員	井 伊 誠 一郎	燃料・資源リサイクル事業部長
執行役員	坂 田 竜 治	コークス事業部北九州事業所長
執行役員	辻 田 雅 文	化工機事業部長

(注) 執行役員井伊誠一郎氏は、2022年4月1日付で常務執行役員に就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めており、概要は以下のとおりであります。

〈基本方針〉

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な成長および業績向上に対するモチベーションの向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績を反映した報酬体系とすることを基本方針とする。

〈報酬に関する事項〉

当社取締役の報酬は、金銭とし、毎年6月に年俸報酬を決定し、毎月均等に支払われるものとする。

当社取締役の基準報酬は、求められる能力および責任に見合った水準を総合的に勘案して役位別に定める。

〈報酬体系に関する事項〉

非常勤（社外役員を含む。）取締役以外の取締役の報酬は、上記に定める基準報酬を基準とした業績連動報酬のみとする。

監督機能を担う非常勤（社外役員を含む。）取締役の報酬については、その職務に鑑み上記に定める基準報酬のみを支払う固定報酬とする。

※本決定方針は代表取締役社長、人事担当取締役および社外取締役で構成される役員人事・報酬会議にて議論および検討し、その結果に基づいて、2021年2月26日開催の取締役会において決議いたしました。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は2004年3月1日開催の臨時株主総会において報酬限度額を、月額30百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まない。）と決議しております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は0名）であります。

当社監査役の金銭報酬の額は2004年3月1日開催の臨時株主総会において報酬限度額を、月額5百万円と決議しております。

当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名（うち、社外監査役は0名）であります。

なお、上記決議内容は、2004年3月10日に行われた企業合併に先立ち、役員の増員（取締役5名、監査役4名）に備えるために決議したものであります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社は2021年2月26日開催の取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長鹿毛和哉が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の個人別の基準報酬額の決定および各取締役の個人別の報酬額の決定であります。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し報酬額の決定を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、あらかじめ決定すべき内容について役員人事・報酬会議にて議論および検討することとし、代表取締役社長は当該議論および検討の内容を尊重のうえ、報酬額を決定し、決定した各取締役の報酬額を取締役会にて報告するという措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査役の報酬等について

監査役の報酬等は、役位および常勤・非常勤の別に応じた職務内容を勘案し、あらかじめ株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、監査役の協議により、決定しております。

⑤ 取締役および監査役に支払った報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	101	12	89	—	6
(うち社外取締役)	(12)	(12)	(—)	(—)	(2)
監査役	22	22	—	—	2
(うち社外監査役)	(6)	(6)	(—)	(—)	(1)

- (注) 1. 当期末現在の取締役員数は6名(うち、社外取締役は3名)であり、期末在任者のうち社外取締役1名が無報酬であります。
2. 当期末現在の監査役員数は3名(うち、社外監査役は2名)であり、期末在任者のうち社外監査役1名が無報酬であります。

⑥ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、業績連動報酬等の額の算定の基礎として、連結経常利益を指標に選定しております。

コークス事業の競争力強化による事業基盤の確立、および非コークス事業の事業基盤の強化・安定化による、多面的な利益構造の確立を目指す当社グループにおきましては、この課題に対する役員の経営および業務執行の成果を反映するため、当該指標を用いることが適切であると判断し、選定したものであります。

業績連動報酬等の額の算定におきましては、取締役の役位毎に求められる能力および責任に合った水準を総合的に勘案して基準報酬を決定し、前事業年度の連結経常利益に応じて一定の範囲で変動させる方法を用いております。

当事業年度を含む連結経常利益の推移は1.(5)直前3事業年度の財産および損益の状況に記載のとおりであります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、当該社外取締役および社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が規定する金額に限定する契約を締結しております。

(4) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役鹿毛和哉、松岡弘明、清水昭彦、徳永直之、森川郁彦、和坂貞雄の各氏および監査役岩下将弘、後藤貴紀、櫻田修一の各氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令に定める範囲において当社が補償することとしております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役、監査役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該契約においては、株主代表訴訟、第三者訴訟および会社訴訟に対する取締役、監査役および執行役員の損害賠償責任のうち被保険者が負担することとなる損害賠償金・訴訟費用に関する損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因する場合は填補の対象としないこととしております。

(6) 社外役員に関する事項（2022年3月31日現在）

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 - ・ 取締役徳永直之氏は、住友商事株式会社炭素部業務・開発チームリーダーであり、同社は当社の主要な取引先（特定関係事業者）であります。
 - ・ 監査役後藤貴紀氏は、日本製鉄株式会社関係会社部部长であり、同社は当社の主要な取引先（特定関係事業者）であります。
 - ・ 監査役櫻田修一氏は、株式会社アカウンティング・アドバイザー代表取締役マネージングディレクターであります。同社と当社の間には特別な関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 - ・ 該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 徳永 直之	<p>当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、資源・エネルギー事業に関する豊富な知見から、積極的に意見を述べました。特に、市場や産業構造の変化を踏まえた会社の経営戦略について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしました。</p>
取締役 森川 郁彦	<p>当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、長年にわたる金融機関での業務経験や会社マネジメントに関する豊富な知見から、積極的に意見を述べました。特に金融の視点からESG、SDGs、長期を見据えた経営戦略について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしました。</p> <p>また、役員人事・報酬会議の委員として、当事業年度に開催された会議2回に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担いました。</p>
取締役 和坂 貞雄	<p>当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、エネルギーや技術に関する豊富な知見から積極的に意見を述べました。特にESGやSDGsを含めた持続可能性を意識した経営について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしました。</p> <p>また、役員人事・報酬会議の委員として、当事業年度に開催された会議2回に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担いました。</p>
監査役 後藤 貴紀	<p>2021年6月29日就任以後、当事業年度に開催された取締役会10回全て、監査役会10回全てに出席し、会社マネジメントに関する豊富な知見から意見を述べるなど、適宜必要な発言を行いました。</p>
監査役 櫻田 修一	<p>当事業年度に開催された取締役会12回全て、監査役会13回全てに出席し、財務・会計に関する専門的知見から意見を述べるなど、適宜必要な発言を行いました。</p>

4. 会計監査人の状況

(1) **名称** E Y新日本有限責任監査法人

(2) **報酬等の額**

(単位：百万円)

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	61
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) **非監査業務の内容**

該当事項はありません。

(4) **会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

監査役会は、会社法第340条に基づき会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

当社は、株主およびその他のステークホルダーの期待に応え、企業価値を高めていくことをコーポレート・ガバナンスの重要な目的としており、経営環境に迅速かつ的確に対応し、経営の透明性の確保と企業倫理に基づく公正な意思決定を図るべく、その充実と実効性を確保するための組織づくりならびに経営システムの構築に取り組んでおります。この一環として、当社および当社の子会社から成る企業集団（以下、当社の子会社を「グループ会社」といい、当社およびグループ会社から成る企業集団を「当社グループ」といいます。）の内部統制システムの基本方針を取締役会において次のとおり決議し、運用しております。

〈業務の適正を確保するための体制〉

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、法令および定款に適合した取締役会規則等の社内規則を制定するとともに、取締役会その他重要な会議等における意思決定および個別の業務執行においては、外部専門家等に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する等、法令等を遵守した意思決定および業務執行がなされることを確保する体制を整備します。
- (2) 取締役が意思決定および個別の業務執行を適正に行うことを可能にするため、当社グループの業務執行に関する重要事項および経営方針については、事前に当社の経営会議等の審議・協議を行うこととします。
- (3) 取締役は、取締役会の決議にて分担した管掌業務の執行状況について、取締役会、経営会議等の場においてその内容を報告します。
- (4) 社外取締役を継続して選任することにより、職務執行の監督機能の維持・向上を図ります。
- (5) 監査役は、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る株主総会、取締役会、経営会議等の重要な会議の議事録その他の重要な情報(電子情報を含む)については、文書の保存・管理に関する法令および社内規則に基づき、管理責任者を定め、適切に保存し管理します。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループのリスク管理を統括するため、当社社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループの事業リスク管理方針およびコンプライアンス推進方針の決定ならびに体制整備を行うとともに、リスクマネジメントに関する社内規則等の整備、システムの構築、その他の個別施策を通じ、潜在的なリスクの把握・管理に努めます。
- (2) 当社グループにおける安全衛生・防災体制の推進ならびに環境リスクへの対処を目的とした全社安全衛生・環境・防災委員会を設置し、同委員会で策定する全社安全衛生活動方針や個々の施策に関する審議を通じてその実効性を高め、当社グループの業務における安全の確保、労働環境の改善ならびに環境保全を図ってまいります。
- (3) 当社グループのリスクとなり得る事故・災害・事件等の情報が適時・適切に当社本店に集約される制度を構築するとともに、重大事故発生時においては、当社に当社社長を本部長とする危機対策本部を設置し、損害・損失等を抑制するための具体策を迅速に決定・実行するとともに、その事実・原因を徹底的に究明し、実効性のある再発防止策を早急に構築いたします。
- (4) リスクマネジメント部門による内部監査等を通じ、各部門ならびにグループ会社におけるリスク管理体制の有効性の確保を図ります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 中長期の経営計画も視野に入れた当社グループの事業計画を策定のうえ、これを毎年見直ししていくことで、当社の各部門ならびにグループ会社が取組みべき方向性を明確化し、取締役の職務の執行の効率化を図ります。
- (2) 当社の取締役会での意思決定を要する当社グループの経営計画、重要な契約の締結、設備投資、投融資等の個別執行事案については、事前に当社の経営会議、投融資委員会、関係各部門長等による会議等において審議・協議を行い、取締役の意思決定が迅速かつ効率的に行われる体制を確保します。
- (3) 社内規則による職務権限の明確化および委譲を通じ、取締役の職務の執行の効率化を図ります。

5. 使用人ならびにグループ会社の取締役および使用人（以下、これらの者を総称して「当社グループの使用人等」といいます。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) リスクマネジメント委員会において決定する当社グループのコンプライアンス推進方針に基づき、コンプライアンスに関する体制の整備、施策の実行をするとともに、当社グループの潜在的な問題点の把握・管理に努めます。
 - (2) 企業理念、企業行動規範等を記載した「コンプライアンス・ガイドブック」を当社グループの使用人等に配布するとともに、コンプライアンス教育の体制を整備・充実させることで、当社グループの使用人等に法令および定款その他の社内規則等を遵守させる体制を整備します。
 - (3) 通報者の匿名性を保証するとともに、不利益な取扱いを行わないことを確保したうえで、当社グループの使用人等および取引先から事業活動上の相談・通報を受ける内部通報制度を社内のみならず社外（弁護士）にも設置し、コンプライアンス違反の未然防止、早期発見・処理のための体制を整備します。
 - (4) リスクマネジメント部門による内部監査等を通じ、当社グループの使用人等のコンプライアンスおよび業務執行状況を監査・監督します。
 - (5) 当社グループの使用人等は法令、定款その他社内規則等を遵守する義務を負うとともに、万一これらに違反した場合は懲戒規則に基づき厳正なる処分を行います。
6. 当社グループの業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社グループのリスクマネジメント、コンプライアンス、財務報告の適正性等の内部統制の実効性を確保するため、当社に内部統制担当取締役を置きます。
 - (2) グループ会社の効率的な管理、運営を行うため、関係会社管理規則を定め、グループ会社における一定の行為または事案について当社の承認または当社への報告を求めることで当社グループの経営・リスクに関する適切な管理、運営を行う体制を整備します。
 - (3) グループ会社の業務執行取締役の職務の執行を管理・指導するため、当社より取締役および監査役を派遣し、グループ会社の株主総会、取締役会その他重要な会議等への出席等を通じてグループ会社に対する管理・指導を行うとともに、当社より派遣した取締役および監査役を通じ、または当社グループの各種報告制度を通じ、グループ会社の必要な情報が当社に適時・適切に報告される体制を構築します。

- (4) グループ会社の業務執行取締役の職務執行の効率化と実効性の確保を図るため、当社グループの事業計画、事業リスク管理体制、コンプライアンス推進体制、全社環境安全衛生体制その他当社の経営管理の枠組みをグループ会社に適用させるとともに、グループ経営推進会議等を通じた情報の共有化による当社グループの経営の方向性の一致に努めます。
 - (5) 当社グループの財務報告の適正性を確保するために必要な体制の整備および運用を行います。
 - (6) 当社グループの反社会的勢力との関係を一切遮断するための体制を整備します。
 - (7) リスクマネジメント部門による当社グループの業務全般にわたる内部監査を実施し、当社グループ全体の内部統制の有効性と妥当性を確保します。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その職務を補助すべき使用人を配置するほか、必要に応じ監査役会事務局等の組織を設置します。
8. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事に係る事項の決定には監査役の事前の同意を得ることとします。
 - (2) 上記使用人の人事考課については、人事考課に関する社内規則に従い監査役の意見を考慮して行うものとします。
9. 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役職務を補助すべき使用人は、財務、法務に知見のある者を配置する他、当該使用人が必要に応じ当社のリスクマネジメント部門の協力を得られる体制を構築し、その実効性を確保します。
10. 取締役および当社グループの使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 監査役職務の効果的な遂行のため、監査役は取締役会に出席するほか、経営会議、リスクマネジメント委員会、全社安全衛生・環境・防災委員会等の重要な会議に出席できる体制を整備するとともに、業務執行に関する重要な決裁については監査役に報告するシステムを構築します。その他、業務執行に関する重要な事項については、当社の取締役および当社グループの使用人等が直接またはリスクマネジメント部門等を通じて監査役に報告します。

- (2) 当社グループに損害を与えるおそれのある事故・災害・事件等の情報は社内の報告制度に基づき直ちに監査役に報告します。
- (3) 当社グループの使用人等が当社の内部通報制度によってリスクマネジメント部門または担当弁護士への通報を行った内容については、リスクマネジメント部門を通じて全て監査役に報告します。
- (4) 取締役および当社グループの使用人等は、監査役が事業および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ正確に報告を行います。

11. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号の報告をした者については、社内規則を整備し、当該報告をしたこと（悪意の場合を除く）を理由として不利益な取扱いをしない体制を確保します。

12. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用については、監査役の意見を踏まえて予算を編成し、通常の業務執行と同様の手続によって費用の前払いまたは償還に応じることとします。また、当初予算想定外の費用に関しては、当該費用が監査および調査等に必要である限り、監査役の意見を尊重して対応します。

13. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、監査役と定期的な会合を開き、会計監査人およびリスクマネジメント部門とも連携をとりながら、監査役職務の執行環境整備に努めます。
- (2) 監査役が必要に応じ、弁護士、会計士その他の社外の専門家への調査を委託できるよう体制を整備します。

〈業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要〉

1. コンプライアンスに関する取り組み

リスクマネジメント委員会にて当社グループのコンプライアンス推進方針の決定ならびに体制整備を行い、それをもとに当社グループ全社を対象とし、各所にて定期的に「コンプライアンス部会」を開催するほか、各種の研修会を実施し、法制度の改正動向やコンプライアンスに関する情報の提供等を通じて、コンプライアンス意識の向上、法令遵守の徹底を図りました。

2. リスク管理に関する取り組み

リスクマネジメントに関する社内規則等の整備、システムの構築を行うとともに、リスクマネジメント委員会にて当社グループの事業リスク管理方針を策定し、当社グループ内でのリスク管理体制の徹底を図りました。併せて、リスクマネジメント部門による内部監査等を通じ、当社グループにおけるリスク管理体制の有効性を確保いたしました。

3. 取締役の職務の適正性および効率性向上のための取り組み

当期は12回の取締役会を開催し、経営方針および経営戦略に係る重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、取締役会付議事項その他の重要な業務執行を審議するため、18回の経営会議を開催しました。

4. グループ会社管理に関する取り組み

グループ会社のリスク管理ならびに業務の適正性および効率性を確保するため、グループ会社における重要案件については、当社の「グループ経営推進会議」ならびに「事業計画審議」において報告・審議を行いました。また、グループ会社へ当社より取締役および監査役を派遣し、グループ会社の株主総会、取締役会その他重要な会議等への出席等を通じてグループ会社に対する管理・指導を行うとともに、関係会社管理規則等に基づき、グループ会社の事業運営に関する重要事項について当社の事前承認を得るほか、グループ会社の必要な情報が当社に適時・適切に報告される体制を構築しました。

5. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための仕組み

監査役が取締役会等の重要な会議に出席し、社内の重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握できるようにしたほか、当社グループの取締役および使用人等は、監査役の指示、要請に従い、必要な資料の提出、面談等に応じ、監査の実効性確保に努めました。また、リスクマネジメント部門は監査役と定期的に内部統制システムの整備・運用状況等に関する意見交換を行い、緊密な連携を図りました。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	61,900	流 動 負 債	55,028
現金及び預金	5,023	支払手形及び買掛金	29,878
受取手形	831	短期借入金	14,094
売掛金	18,646	未払法人税等	3,027
契約資産	229	契約負債	144
商品及び製品	13,156	賞与引当金	900
仕掛品	1,598	関係会社整理損失引当金	344
原材料及び貯蔵品	20,504	受注損失引当金	215
その他	1,952	その他	6,421
貸倒引当金	△41	固 定 負 債	16,395
固 定 資 産	66,867	長期借入金	9,099
有 形 固 定 資 産	61,507	退職給付に係る負債	3,083
建物及び構築物	7,569	役員退職慰労引当金	53
機械装置及び運搬具	18,820	環境対策引当金	3,331
土地	34,298	関係会社整理損失引当金	41
建設仮勘定	209	その他	786
その他	608	負 債 合 計	71,423
無 形 固 定 資 産	439	純 資 産 の 部	
その他	439	株 主 資 本	57,306
投 資 そ の 他 の 資 産	4,919	資本金	7,000
投資有価証券	870	資本剰余金	1,750
繰延税金資産	2,976	利益剰余金	49,765
その他	1,083	自己株式	△1,209
貸倒引当金	△9	その他の包括利益累計額	37
資 産 合 計	128,767	その他有価証券評価差額金	188
		退職給付に係る調整累計額	△150
		純 資 産 合 計	57,343
		負 債 純 資 産 合 計	128,767

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	124,711
売上原価	104,636
売上総利益	20,075
販売費及び一般管理費	7,822
営業利益	12,253
営業外収益	174
保険差益	69
補助成金収	35
固定資産賃貸	18
その他	50
営業外費用	973
為替差損	320
環境対策引当金繰入	230
支払利息	217
その他	204
経常利益	11,454
特別利益	104
固定資産売却益	104
その他	0
特別損失	914
固定資産除却損	860
その他	53
税金等調整前当期純利益	10,645
法人税、住民税及び事業税	3,502
法人税等調整額	△237
当期純利益	7,380
親会社株主に帰属する当期純利益	7,380

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,000	1,750	43,549	△1,209	51,090
当期変動額					
剰余金の配当			△1,164		△1,164
親会社株主に帰属する当期純利益			7,380		7,380
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			0	0	0
連結範囲の変動					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	-	6,215	△0	6,215
当期末残高	7,000	1,750	49,765	△1,209	57,306

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	183	-	△167	15	51,106
当期変動額					
剰余金の配当				-	△1,164
親会社株主に帰属する当期純利益				-	7,380
自己株式の取得				-	△0
自己株式の処分				-	0
連結範囲の変動				-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4	-	16	21	21
当期変動額合計	4	-	16	21	6,237
当期末残高	188	-	△150	37	57,343

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	55,921	流 動 負 債	53,192
現金及び預金	2,080	支払手形	1,456
受取手形	428	買掛金	26,910
売掛金	17,656	短期借入金	14,039
契約資産	229	未払金	3,463
商品及び製品	12,758	未払法人税等	2,817
仕掛品	589	契約負債	68
原材料及び貯蔵品	20,372	未払費用	2,721
前払費用	257	前受り金	244
未収入金	1,395	預り金	282
その他	152	賞与引当金	555
固 定 資 産	66,374	関係会社整理損失引当金	344
有 形 固 定 資 産	58,854	受注損失引当金	211
建物	2,367	その他	78
構築物	3,419	固 定 負 債	15,245
機械及び装置	18,099	長期借入金	9,000
土地	34,305	退職給付引当金	2,313
建設仮勘定	209	環境対策引当金	3,331
その他	452	関係会社整理損失引当金	41
無 形 固 定 資 産	333	その他	559
ソフトウェア	319	負 債 合 計	68,438
その他	13	純 資 産 の 部	
投 資 其 他 の 資 産	7,186	株 主 資 本	53,671
関係会社株式	4,235	資 本 金	7,000
投資有価証券	731	資 本 剰 余 金	1,750
繰延税金資産	1,430	資 本 準 備 金	1,750
長期前払費用	474	利 益 剰 余 金	46,131
その他	324	利 益 準 備 金	3
貸倒引当金	△9	その他利益剰余金	46,128
資 産 合 計	122,296	繰越利益剰余金	46,128
		自 己 株 式	△1,209
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	185
		その他有価証券評価差額金	185
		純 資 産 合 計	53,857
		負 債 純 資 産 合 計	122,296

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	116,742
売上原価	98,382
売上総利益	18,359
販売費及び一般管理費	6,790
営業利益	11,569
営業外収益	224
受取利息及び受取配当金	130
保険差益	64
その他	29
営業外費用	968
為替差損	320
環境対策引当金繰入	230
支払利息	216
その他	200
経常利益	10,826
特別利益	93
固定資産売却益	93
特別損失	907
固定資産除却損	859
その他	47
税引前当期純利益	10,012
法人税、住民税及び事業税	3,234
法人税等調整額	△232
当期純利益	7,011

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本計 合 計
	資本金	資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
当期首残高	7,000	1,750	1,750	3	40,281	40,284	△1,209	47,824
当期変動額								
剰余金の配当					△1,164	△1,164		△1,164
当期純利益					7,011	7,011		7,011
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分					0	0	0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								-
当期変動額合計	-	-	-	-	5,846	5,846	△0	5,846
当期末残高	7,000	1,750	1,750	3	46,128	46,131	△1,209	53,671

	評 価 ・ 換 算 差 額 等 その他有価証券評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 差 額 等 合 計	純 資 産 計
	当期首残高	179	
当期変動額			
剰余金の配当			△1,164
当期純利益			7,011
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	5	5	5
当期変動額合計	5	5	5,852
当期末残高	185	185	53,857

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

日本コークス工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 渡辺 伸 啓
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山村 竜 平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本コークス工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本コークス工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

日本コークス工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡辺 伸 啓
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 村 竜 平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本コークス工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役監査基準に準拠し、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びE Y新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

日本コークス工業株式会社監査役会

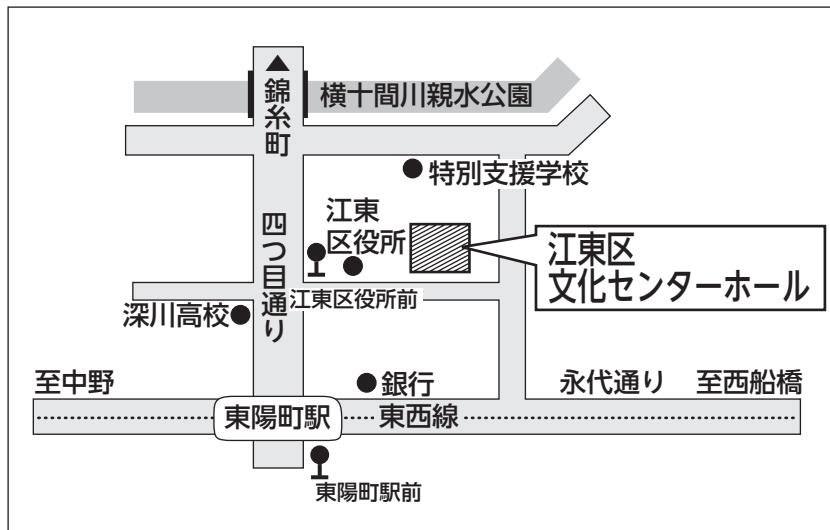
常勤監査役	岩	下	将	弘	㊟
社外監査役	後	藤	貴	紀	㊟
社外監査役	櫻	田	修	一	㊟

以上

第19回定時株主総会会場ご案内図

江東区文化センター ホール
東京都江東区東陽4丁目11番3号

※受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。



【交通機関のご案内】

◆地下鉄 東京メトロ東西線 東陽町駅 1番出口より徒歩5分

※本総会専用の駐車場はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。